

第51号議案

蒲郡市国民健康保険税条例の一部改正について

蒲郡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成25年6月12日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

## 蒲郡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

蒲郡市国民健康保険税条例（昭和32年蒲郡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「の属する月以後5年を経過する月までの間に限り、同日」を削り、「属する被保険者が属する世帯」の次に「であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの」を加え、「及び第26条」を「、第26条及び第29条」に改め、「において同じ。）」の次に「及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第10条、第26条及び第29条において同じ。）」を加え、同条に次の1号を加える。

(3) 特定継続世帯 1世帯について 1万7,025円

第10条第1号中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 特定継続世帯 1世帯について 5,250円

第26条第1号イ(ア)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号イに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 1万1,918円

第26条第1号エ(ア)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号エに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 3,675円

第26条第2号イ(ア)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号イに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 8,513円

第26条第2号エ(ア)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号エに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 2,625円

第26条第3号中「及び第29条第1項の表第8号」を削り、同号イ(ア)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号イに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 3,405円

第26条第3号エ(ア)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号エに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 1,050円

第29条第1項の表第7号左欄(1)中「受ける者」の次に「(第8号に該当する者は除く。)」を加え、同欄(2)中「課されないもの」の次に「(第8号に該当する者は除く。)」を加え、同欄に次のように加える。

(3) 第8号に該当し、その適用を受ける者

第29条第1項の表第7号右欄中「(第8号に該当する者にあつては、1割)」を削り、同欄に次のように加える。

(3)に該当する者 第26条及び第8号の適用を受けた後の被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額の2割に相当する額

第29条第1項の表第8号右欄中

「 を

区分	減免の割合
第3条、第4条、第7条及び第8条の規定により算定する額	10割
第26条第1号又は第2号の適用を受けない者の世帯に属する旧被扶養者に係る第5条及び第9条に規定する額	5割
当該世帯に属する被保険者がすべて旧被扶養者であつて、第26条第1号又は第2号の適用を受けない者に係る第6条及び第10条に規定する額	5割

「 に改める。

区分	減免の割合	
旧被扶養者に係る第3条、第4条、第7条及び第8条の規定により算定する額	10割	
第26条第1号又は第2号の適用を受けない者の世帯に属する旧被扶養者に係る第5条及	第26条第3号の適用を受けない世帯	5割
	第26条第3号の適用を受ける世帯	当該適用前の額の3割

び第9条に規定する額			
当該世帯に属する被保険者がすべて旧被扶養者である場合（特定世帯及び第26条第1号又は第2号の適用を受ける場合を除く。）の第6条及び第10条に規定する額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	第26条第3号の適用を受けない世帯	5割
		第26条第3号の適用を受ける世帯	当該適用前の額の3割
	特定継続世帯	第26条第3号の適用を受けない世帯	特定継続世帯の減額前の額の2.5割
		第26条第3号の適用を受ける世帯	特定継続世帯の減額前の額の1割

」

附則第20項中「附則第44条の2第3項」を「附則第44条の2第4項及び第5項」に、「第36条」を「第35条第1項」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。ただし、附則第20項の改正規定は、平成26年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 次項に定めるものを除き、改正後の蒲郡市国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第20項の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。